

消防団充実強化に係る取組事例

NO.	1-11	分野	1. 加入の促進 (5) 機能別団員・機能別分団 (8) その他	作成年月	令和元年8月
地方公共団体名	北海道 虻田郡倶知安町		担当課	羊蹄山ろく消防組合 倶知安消防署 消防団係	
連絡先	Tel 0136 - 22 - 1089 E-mail ku-shobodan@yotei-fd.jp				
タイトル	外国人消防団員の入団に向けた取り組み				
取組の概要	<p>令和元年8月1日現在、倶知安町に在住する外国籍住民は人口の約5.0%、世帯数の約7.2%となっており、年々外国籍の住民が増加する傾向にある国際色豊かな地域です。倶知安町では、その特性を活かし、消防団の門戸を地元に住する外国人にも開いております。現在、1名の外国人消防団員が在籍しており、積極的に消防団活動に取り組んでいます。</p> <p>令和元年6月1日、当該外国人消防団員を外国語通訳サポーターとして消防団長から辞令を交付し、災害現場での通訳業務や外国語での119番通報の3者接続対応をすることとしています。</p> <p>当該外国人消防団員は消防団活動に積極的で、訓練にも熱心に取り組み、令和元年6月29日に開催した消防演習では、小型ポンプ操法の1番員として放水を行いました。</p> <p>さらに、救命講習の指導者としても活動しております。今後は、増加する外国人の受講者へ向けた通訳活動を実施する予定です。</p> <p>なお、羊蹄山ろく消防組合倶知安消防団では平成30年4月に消防団に外国人が入団することに伴い、倶知安消防団員の内規の変更を行いました。このことにより、外国人が入団した場合のコンプライアンス上の扱いを明確に取り決めました。</p> <p>内規に追加した文言は以下のとおりです。</p>				

■外国人を任命する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 永住権を取得していること。
- (2) 日本語での日常会話が可能で、かつ、他の消防団員の指示命令等を理解することができること。
- (3) 消防団活動は、公権力の行使をしない範囲での活動をするものとする。



外国語通訳サポーターの辞令交付



消防演習小型ポンプ操法で放水

その他参考情報

<http://hokkaidosyoboukyukai.or.jp/?p=39294>